



答申第257号  
令和元年6月6日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池田 紀



### 個人情報ファイルの変更について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、令和元年5月28日付け岐阜市健増第101号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 事案の概要

単年度事業であった節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診を令和元年度においても継続実施することになり、各検診の令和元年度における検診対象者及び受診者の情報を保有するため、上記の各個人情報ファイルにおける「対象者の範囲」欄の記載事項を次のとおり変更する。

##### ア 節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診台帳

（変更前）平成21年度から平成30年度までにおける節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診対象者

（変更後）平成22年度から平成31年度までにおける節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診対象者

なお、平成31年度の検診台帳については、節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診対象者の変更に伴い、「年齢区分」を削除する。

##### イ 節目子宮頸がん検診受診票兼報告書ファイル

（変更前）平成21年度から平成30年度までにおける節目子宮頸がん検診受診者

（変更後）平成22年度から平成31年度までにおける節目子宮頸がん検診受診者

##### ウ 乳がん検診票兼受診通知書ファイル

（変更前）平成21年度から平成30年度までにおける節目乳がん検診受診者

（変更後）平成22年度から平成31年度までにおける節目乳がん検診受診者

#### 2 意見

適当なものと認める。